

議第一号

徳島県読書活動の推進に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

徳島県読書活動の推進に関する条例

読書活動は、全ての世代において、人格を形づくり、知識や感性を高めるとともに、文化的で豊かな社会の構築に主体的に寄与する一つの方策となる。

近年におけるインターネットをはじめとする各種情報メディアの急速な進展は、県民一人一人の生活スタイルを多様化させる一因となつており、それぞれの時間の過ごし方が多岐にわたることで、子供から大人まで読書習慣を持たない傾向が強まつている。

こうしたことから、読書活動の意義や重要性について県民の理解及び関心を高め、家庭、学校及び地域の連携のもと県民総ぐるみで自主的に読書活動に取り組む環境を整備する必要がある。

また、県民の読書活動を支える拠点である徳島県立図書館は、平成二十九年度に創立百周年という大きな節目を迎えて、これまで取り組んできた催しや他の図書館との連携を更に推進し、県民の読書活動の機会を一層充実させることが求められている。

ここに、子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もつて県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

（県の責務）

第三条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることに鑑み、全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、県民との協働により読書活動を支援するための情報発信及び普及啓発を行うとともに、県民に読書活動の機会を提供し、県民の関心を高める施策を推進するものとする。

2 県は、基本理念にのつとり、学校等が、それぞれの学校等の特性及び個人の発達段階に応じ、読書に親しませることにより読書の楽しさを伝え、読書習慣を形成するための取組を行うことを支援するものとする。

3 県は、基本理念にのつとり、インターネットを利用した徳島県立図書館と県内の公立図書館等との間における図書の検索及び図書の相互貸借のための情報の共有を促進するとともに、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）第九条第一項の規定に基づく徳島県子どもの読書活動推進計画に関する施策が円滑に実施さ

れるよう、市町村、学校等、公立図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への積極的な参加及び協力を行い、互いの交流に努めるものとする。

2 県民は、家庭において、読書の楽しさを共有することにより、家族の意思疎通を深め、読書活動がより身近に感じられ、読書への興味及び関心を深めることができる環境を整えることに努めるものとする。

3 県民は、地域において、学校等、図書館その他の読書活動に関する施設又は読書活動を推進する団体等と連携して、あらゆる世代を対象とした日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

(徳島県読書活動推進期間)

第六条 県民が積極的に読書活動に取り組み、読書習慣の定着を図るため、四月二十三日から五月十一日まで及び十月二十七日から十一月九日までを徳島県読書活動推進期間とする。

2 県は、徳島県読書活動推進期間の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、県民の読書活動を推進し、もつて県民一人一人の心豊かな生活と活力ある社会の実現に資する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第一号

とくしま藍の日を定める条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之殿

とくしま藍の日を定める条例

(趣旨)

第一条 県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける。

(とくしま藍の日)

第二条 とくしま藍の日は、七月二十四日とする。

(とくしま藍推進月間)

第三条 第一条の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、七月をとくしま藍推進月間とする。

(事業等)

第四条 県は、とくしま藍推進月間において、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体が、第一条の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力をを行うものとする。

3 県は、第一項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一
項の規定により提出する。

平成二十九年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（費用弁償）

第四条 議長、副議長及び議員が次に掲げる場合に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

一 招集に応じ、本会議又は委員会に出席する場合

二 会期中において、議案調査のための休会の日（以下「議案調査日」という。）に登庁する場合

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査

又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）にその構成員として出席する場合

四 前三号に掲げるもののほか、公務を遂行する場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行の旅費の種類は、別表第一の上欄に掲げるとおりとし、当該旅費の額は、同表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、旅費のうち宿泊料にあつては、第一号から第三号までのいずれにも該当する場合又は第二号から第四号までのいずれにも該当する場合であつて、議長が必要と認めるとき限り、支給するものとする。

一 次項本文の規定により計算された往復の行程が百キロメートル以上である場合

二 宿泊する日及びその翌日に、招集に応じ本会議若しくは委員会に出席した場合、議案調査日に登庁した場合又は協議等の場にその構成員として出席した場合

三 徳島市内に宿泊した場合

四 天災により帰宅が困難となり、宿泊した場合

3 前項本文の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる場合にした旅行の鉄道賃及び車賃に係る旅費の計算は、当該旅行を行う際に通常用いる経路及び方法として届け出られた経路及び方法で議長が合理的と認めるものによつて計算するものとする。ただし、当該届出において高速自動車国道等の有料の道路を利用する旨を届け出ていた者が、当該有料の道路を利用しなかつた旨を議長に報告した場合にあつては、当該有料の道路を利用しない場合の経路及び方法として議長が合理的と認めるものによつて計算するものとする。

4 第一項第四号に掲げる場合にした旅行の旅費の額は、別表第二に定めるとおりとする

附則中第五項を削り、第六項を第五項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

鉄道賃

知事が職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の規定に基づいて受ける鉄道賃に係る旅費の額に相当する額

車賃	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける車賃に係る旅費の額に相当する額（高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合であつて、議長が必要と認めるときは、当該額に当該有料の道路の利用に係る通常の料金を加えた額）
宿泊料	知事が職員の旅費に関する条例の規定に基づいて受ける宿泊料に係る旅費の額に相当する額

別表第二中「（昭和二十七年徳島県条例第九号）」を削る。

附則

この条例は、平成一十九年四月一日から施行する。

提案理由

社会情勢の変化及び議員の旅行の実情等に鑑み、議長、副議長及び議員が議会の招集に応じた場合等に費用弁償として支給する旅費の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第4号

自然エネルギー出力制御問題の抜本的解決を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年3月10日

提出者 総務委員長 南恒生
環境対策委員長 岩佐義弘

徳島県議会議長 嘉見博之殿

自然エネルギー出力制御問題の抜本的解決を求める意見書

温室効果ガス排出削減の国際的枠組みであるパリ協定は、一昨年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において歴史的な合意を迎え、55か国以上の批准、温室効果ガスの排出量55%の条件を満たし、昨年の11月には、合意から1年足らずでのスピード発効となり、世界は脱炭素社会の実現に向け、確かな一步を踏み出した。

本県においても、こうした流れを先取りし、全国に先駆けて、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を制定し、削減目標の設定、適応戦略の策定とあわせ、三本の矢としてその取組みを進めているところである。

しかしながら、そのような中、指定電気事業者制度による無制限・無補償の出力制御（電力供給量が過剰になり、停電の恐れがある場合、国が設けた電力広域的運営推進機関が定める優先給電ルールに基づき、電力会社が再エネ発電設備の調整を行う）の可能性が表明されたことは、事業者の意欲を削ぎ、自然エネルギーの普及スピードを鈍らせることが大いに懸念される。

徳島県議会は、脱炭素社会の実現と自然エネルギーの最大限導入に全力で取り組む立場から、出力制御が取組みの障壁になると強く危惧するものであり、国の主導により、送電線の増強などの対策を行い、広域で安定した電力供給を行える仕組みを早期に構築し、自然エネルギーの出力制御に係る問題の抜本的解決を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣

協力要望先

県選出国會議員

議第5号

車両運転時の携帯電話使用に係る罰則強化等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年3月10日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之 殿

車両運転時の携帯電話使用に係る罰則強化等を求める意見書

昨年8月、徳島市において、スマートフォンのゲームに気を取られ、前方の安全確認を怠ったまま運転していた軽四自動車により、道路を横断していた女性二人がはねられ、一人は死亡し、もう一人も重傷を負うという痛ましい事故が発生した。

全国的にも同様の死亡事故が数件発生しているほか、単なる通話やメールの送受信等の車両運転中の携帯電話使用による交通違反も後を絶たない状況にあることなどから、対策の強化が喫緊の課題となっている。

車両運転中の携帯電話使用については、使用者のモラルの問題、メーカーの責任の有無など、様々な意見があるが、何よりも優先しなくてはならないのは、国民の命を守ることである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律では、過失運転致死傷罪の刑罰は最長7年以下の懲役であるにも関わらず、ほとんどの裁判において、遺族と被害者側の認識と乖離した結果に終始している。

さらに、道路交通法では、自動車の運転中に携帯電話を使用し道路上で危険を生じさせた場合、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が罰則として科されるにすぎず、まずもって、これらの罰則を強化するべきである。

よって、国においては、こうした痛ましい交通事故を二度と発生させないため、また、子供や高齢者など交通弱者に対する安全・安心な交通社会の実現に向か、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請する。

- 1 道路交通法及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律などの関係法令を改正し、車両運転中の携帯電話の使用行為や、携帯電話使用中に発生させた交通事故の罰則を強化すること。
- 2 携帯電話の使用について、モラル向上に資する広報啓発を実施するほか、中学校、高等学校等の教育機関をはじめ事業所等における交通安全教育の拡大を図ること。
- 3 携帯電話を使用中の交通事故を防止するため、自転車をはじめとする車両の運転者に対する全国的な取締りを強化すること。
- 4 事業者、有識者等と連携し、事業者における携帯電話のシステム上の対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
總 務 大 臣
法 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
經 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国家公安委員会委員長
警 察 庁 長 官
協力要望先
県選出国會議員

議第6号

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの全面移転につながる「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の十分な機能発揮に向けた意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年3月10日

提出者

重	清	佳	之	木	下	功
岩	丸	正	史	須	見	仁
岡	山	佑	樹	岡	井	絵
中	田	俊	雄	嘉	西	之
島	代	正	人	原	本	敬
来	貝	浩	文	山	木	朗
眞	本	富	司	櫻	本	孝
岡	佐	義	治	元	木	生
岩	多	正	邇	岸	南	治
寺	本	宏	思	西	端	朗
喜	川	直	樹	木	若	美
杉	野	龍	二	川	木	義
井	井	恒	生	丸	崎	二
南	川	昌	彦	白	尾	夫
庄		美	穂	黒	池	章
高		広	志	長		見
古				長		武

徳島県議会議長

嘉 見 博 之 殿

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの全面移転につながる「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の十分な機能発揮に向けた意見書

日本全体で進行している人口減少と東京一極集中は、依然として歯止めがかかっておらず、国、地方を挙げて、地方創生をこれまでにも増して加速させることができ不可欠である。

このような中、昨年9月に、「まち・ひと・しごと創生本部」において、徳島県での「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の設置や、国民生活センターの研修、先駆的な商品テストの実施等が決定されたことは、消費者庁等の徳島移転の第一歩として、大いに歓迎したところである。

本県議会としても、消費者庁等が、徳島県を実証フィールドとして活用し、全国の消費者の利益に資する高い成果を生みだし、消費者行政・消費者教育を新たな次元に引き上げ、その成果を全国に発信できるよう、この新オフィスの運営について、あらゆる側面からサポートしてまいりたいと考えている。

また、この新オフィスの取組、ひいては、消費者庁等の徳島移転は、地方への新たな人の流れを創出するなど、地方創生、一億総活躍社会の実現に向けた取組を大きく加速させるとともに、働き方改革の実現にとっても重要な試金石となるものであり、その成否は我が国の未来に大きな影響を与えるものであると考えている。

よって、国においては、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの一日も早い徳島県への全面移転の実現につなげるため、来年度から開設される「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」が、消費者行政・消費者教育の発展・創造の拠点として、また、消費者庁の働き方改革の拠点として、期待される成果を挙げ、全国発信するなど、十分な機能発揮に向けた万全の措置を講じていただけるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

地方創生担当大臣

協力要望先

県選出国會議員

議第7号

にほんうなぎ資源の適切な管理と持続的な利用を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年3月10日

提出者	功仁絵之敬朗孝生治朗美義二夫章豊子志	一理博国章泰貴征正祐春	下見田見井西本木本沢南端若木崎田村川	木須岡嘉原山櫻元岸西木川丸臼黒山上古
之史樹雄人文司治弘邇思樹二生彦穂子見	佳正佑俊正正浩富義正宏直龍恒昌美良哲	重岩岡中島来眞岡岩寺喜杉井南庄高達長	清丸山田代貝本佐井多本川野井田尾	

徳島県議会議長

嘉見博之殿

にほんうなぎ資源の適切な管理と持続的な利用を求める意見書

にほんうなぎは、全国的に漁獲量が大幅に減少しており、国際自然保護連合のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されるなど、資源の枯渇と消費への影響が懸念されているが、その生態については、いまだに解明されていない部分が多い。また、稚魚であるしらすうなぎは、本県をはじめ、我が国のうなぎ養殖業者が養殖用の種苗として利用しているが、人工種苗の大量生産技術が未確立なため、供給が不安定で養殖業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

国においては、平成24年以降、日本、中国、韓国及び台湾の間で、にほんうなぎ資源の利用について協議を開始するとともに、平成26年9月の共同声明に基づき、国内において、しらすうなぎ採捕業、うなぎ漁業及びうなぎ養殖業が一体となった資源管理が進められているが、今後も資源の適切な管理とその持続的な利用に向けた対策を着実に進めていく必要がある。

よって、国においては、次の事項を推進されるよう強く要請する。

- 1 関係国による資源管理対策を推進すること。
- 2 うなぎの国際取引の実態を調査し、適正な措置を講じること。
- 3 にほんうなぎ人工種苗の大量生産技術開発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

内閣総理大臣

農林水産大臣

協力要望先

県選出国會議員